## 職員の懲戒処分について

次のとおり職員の懲戒処分を行ったので公表します。

記

1 被処分者 職名 会計年度任用職員

年齢 60代 性別 女性

2 処分内容 免職

3 処分年月日 令和6年12月31日

## 4 事案の概要

被処分者は、令和6年10月14日、当院に入院していた患者に対し、看護行為として同人の手の爪切りを開始し、爪切りで同人の指先を挟んで圧迫ないし切断する行為を加え、複数の指先に全治約10日間を要する傷害を負わせた。

当該行為は、当院の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法第29条第1項第3号に基づく懲戒処分を行ったものである。

## 5 その他

管理監督責任として、看護部長および看護師長を訓告とし、総務部長および医療安全課長補佐を注意とした。

令和7年7月25日

白山石川医療企業団 公立つるぎ病院